# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

お客さまが、株式会社ＣＤエナジーダイレクト（以下「当社」といいます。）に株式会社おうちリンク（以下「おうちリンク」といいます。）を当社の代理事業者として電気使用の申込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法にもとづき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給および使用に関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の詳細は、電気基本契約要綱および電気個別要綱（おうちリンクでんきＢまたはおうちリンクでんきＣ）（以下「要綱等」といいます。）に定めています。当社は、電気事業法第２条の 13 にもとづく供給条件の説明および書面の交付（以下「契約締結前書面」といいます。）および同法第２条の 14 にもとづく書面の交付（以下「契約締結後書面」といいます。）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、要綱等をおうちリンクのホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

**電気使用の申込みおよび電気需給契約の成立**

（１）**お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱等を承諾のうえ、当社およびおうちリンクが必要とする事項を明らかにし、所定の様式によっておうちリンクまたはその指定店を通じて申込みをしていただきます。**

（２）**電気需給契約を締結することを希望される場合は、おうちリンクに直接申込みをしていただくほか、電話、インターネット等により申込みをしていただけます。**

（３）**電気需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。**

ア **要綱等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること。**

イ **東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。**

ウ **電気需給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等にもとづく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当社が情報を提供すること。**

（４）**電気需給契約は、お客さまからの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。**

（５）当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

**使用開始予定日**

（１）**当社へスイッチング（同一の需要場所かつ同一のお客さまに対する託送供給において、検針日の前日とその検針日を境に小売電気事業者が変更されることをいいます。）される場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（以下「旧小売電気事業者」といいます。）との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日（次回計量日または次々回計量日）といたします。**

（２）**転居等で新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。**

（３）供給開始後に、契約内容をお知らせする書面を送付いたします。

（４）当社へスイッチングされる場合、旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。

（５）**万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の３営業日前までに当社へその旨を申し出ていただく必要がございます。**

# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

## 料金プラン・割引種別の適用等

（１）料金プランはお客さまが入居される建物ごとに当社が定めたプランを適用します。

| 契約電流・容量 | 適用する料金プラン |
|---|---|
| 10A~60A | おうちリンクでんき B |
| 6kVA 以上 | おうちリンクでんき C |

（２）契約電流・契約容量は、供給開始後におうちリンクのアプリでご確認いただけます。変更を希望される場合は、供給開始後に当社問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。

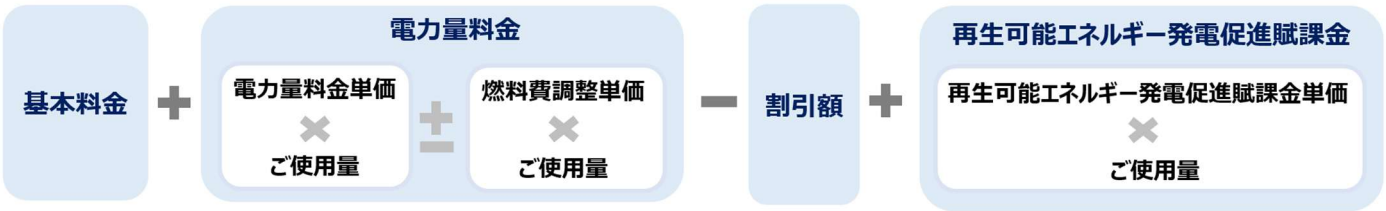
## 供給電圧および周波数

**当社が供給する電気の供給電圧および周波数は次の通りです。**
**[供給電圧]標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト**
**[周波数]標準周波数 50 ヘルツ（一部地域は 60 ヘルツ）**

## 使用電力量の計量や電気料金の算定方法等

（１）**接続供給会社が託送約款等にもとづき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用電力量を算定いたします。計量器は、託送約款等にもとづき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量の合計として算定いたします。**
（２）計量器の故障や特別な事情等があり、使用電力量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって使用電力量を定めます。
（３）**当社は、その使用電力量をおうちリンクのアプリによりお客さまへお知らせいたします。**
（４）**当社は、電気個別要綱の料金表を適用して、その使用電力量にもとづき電気料金を算定いたします。**
（５）料金算定期間は、計量日（電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間とします。また、転居等により、ご使用期間が 1 か月に満たない場合、要綱等に定める算定式にもとづき日割り計算を行います。
（６）**電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、使用電力量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計（割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いた金額）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、適用する割引種別により割引額には上限があります。**
**※再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細および適用単価は、当社ホームページ等をご確認ください。**

<計算方法>




（７）**おうちリンクでんきの料金表および適用条件については、要綱等をご確認ください。**

# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

## 電気料金等のお支払い

（１）**電気料金または延滞利息については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金または延滞利息は原則として、口座振替またはクレジットカード払いによりお支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでに電気料金または延滞利息をお支払いいただく場合等には、払込用紙によりお支払いいただきます。また、当社が払込用紙を発行した場合には、原則として手数料 220 円をお支払いいただきます。**

（２）**お客さまが、電気需給契約と同一の需要場所において当社とガス需給契約を締結されている場合の電気料金は、原則として、そのガス需給契約におけるガス料金の支払いと同一の方法により、ガス料金とあわせてお支払いいただきます。**

（３）**電気料金の支払義務は、要綱等の定めにもとづき、原則として、検針日の属する月の翌月第３営業日に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。**

（４）**支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めにもとづき延滞利息を申し受けます。**

## 燃料費調整

（１）原油や LNG（液化天然ガス）、石炭価格の変動を燃調費調整によって毎月の電気料金に反映します。

（２）**各月に適用する燃料費調整単価は、３か月間の財務省貿易統計価格にもとづき算定し、２か月後の電気料金に反映いたします。**

【料金への反映タイミングについて（例）】




（３）**燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（86,100 円/kℓ）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき、次の通り算定いたします。**

※燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

**なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。**

| 基準燃料価格 86,100円/kℓ | 平均燃料価格 | 燃料費調整単価（円/kWh）の算定方法 |
|---|---|---|
| | 86,100円/kℓを上回る場合（プラス調整） | [平均燃料価格 − 86,100円] × 基準単価 / 1,000 |
| | 86,100円/kℓを下回る場合（マイナス調整） | [86,100円 − 平均燃料価格] × 基準単価 / 1,000 |

【毎月の平均燃料価格】
平均燃料価格(原油換算１キロリットルあたり)＝0.0048×A＋0.3827×B＋0.6584×C
※100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入

A：3 か月における１キロリットルあたりの平均原油価格
B：3 か月における１トンあたりの平均 LNG 価格
C：3 か月における１トンあたりの平均石炭価格
※単位は１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入

【基準単価】
平均燃料価格が 1,000 円/kℓ 変動した場合の値：0.183 円/kWh

（4）**各月に適用する燃料費調整単価は、適用２か月前の月末に当社のホームページにてお知らせします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社のホームページをご確認ください。**

**お客さまの申し出による電気需給契約の変更または解約**

（1）**お客さまの申し出による契約の変更および転居等による解約については、当社問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。転居等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の３営業日前までに当社へ申し出ていただく必要があります。**
（2）**お客さまが当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申込みをしていただきます。なお、当社への解約の申し出は不要です。**
（3）**お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合は、当社は電気需給契約の消滅または変更の日に、電気料金および工事費を精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。**

# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

## 当社からの申し出による電気需給契約の変更または解約

（１）当社は、要綱等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行なった日から、変更後の要綱等によります。その場合には、変更後の要綱等をおうちリンクもしくは当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

（２）要綱等または電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、契約締結前書面については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、契約締結後書面については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

（３）要綱等または電気需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第 2 条の 13 にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといたします。また契約締結後書面については、これを行わないものといたします。

（４）**お客さまが支払期限日をさらに 20 日経過しても電気料金のお支払いがない場合、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の電気料金についてお支払いがない場合、または要綱等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することがあります。また、電気を不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止または解約することがあります。**

（５）**お客さまが、当社に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当社および接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。**

## 工事費等の負担

**当社が、接続供給会社からお客さまの需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから、原則として、当社または接続供給会社の工事着手前に申し受けます。また、当社は、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別な事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。**

## 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、業務の必要上お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

**違約金および設備賠償金**

（１）**お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の３倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。**

（２）**不正に使用した期間が確認できないときは、６か月以内で当社が決定した期間といたします。**

（３）**お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、当社設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、当社設備の場合かつ亡失または修理不可能であるときは、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合は、接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。**

**保安に対するお客さまの協力**

（１）お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社および接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。
　ア　電気の供給に必要な電気工作物に異状、もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
　イ　お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は（１）に準じて、適当な処置をいたします。

（３）その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

**その他**

（１）現在契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

（２）クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申込みをいただく必要があります。

（３）**当社または接続供給会社が解約をし、または供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さままたは第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。**

（４）**当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとおうちリンクまたはおうちリンクでんきＢ、おうちリンクでんきＣを販売する委託先とのサービス契約に係る事項について、おうちリンクまたはおうちリンクでんきＢ、おうちリンクでんきＣを販売する委託先に情報を提供することおよびおうちリンクまたはおうちリンクでんきＢ、おうちリンクでんきＣを販売する委託先から情報の提供を受けることがあります。**

（５）**当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。**
当社のプライバシーポリシーは下記から参照いただけます。

# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

## おうちリンクでんきの特徴

（1）**おうちリンクでんきは、当社がお客さまに供給する電気にあわせて、当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気の CO2 排出量を実質ゼロとします。**

（2）**おうちリンクでんきに用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものを活用します。**

## 非化石証書の使用状況

**おうちリンクでんきにおける非化石証書の使用状況等については、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、今年度の計画値は、以下の通りです。**
**非化石証書：非化石証書（再エネ指定）100%**

【非化石証書の使用状況について】
URL: https://www.cdedirect.co.jp/personal/denki/ouchi-link/

## 免責事項

**非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や、実質的に CO2 排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。**

# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

**【料金表】**

**（１）おうちリンクでんきＢ**

| | | | 単位 | 料金（税込） |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金※<br>（1 か月あたり） | 契約電流 | 10A | 1 契約 | 391.23 円 |
| | | 15A | | 586.85 円 |
| | | 20A | | 782.46 円 |
| | | 30A | | 1,173.69 円 |
| | | 40A | | 1,564.92 円 |
| | | 50A | | 1,956.15 円 |
| | | 60A | | 2,347.38 円 |
| 電力量料金 | 第 1 段階料金 | 120kWh まで | 1kWh | 29.80 円 |
| | 第 2 段階料金 | 120kWh を超え 300kWh まで | | 36.40 円 |
| | 第 3 段階料金 | 300kWh を超える | | 40.49 円 |

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

| | |
|---|---|
| 解約金 | なし |
| 燃料費調整 | あり |
| 燃料費調整の上限 | なし |

【適　用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

**（2）おうちリンクでんき C**

| | | | 単位 | 料金（税込） |
|---|---|---|---|---|
| 基本料金※（1 か月あたり） | | | 1kVA | 391.23 円 |
| 電力量料金 | 第 1 段階料金 | 120kWh まで | 1kWh | 29.80 円 |
| | 第 2 段階料金 | 120kWh を超え 300kWh まで | | 36.40 円 |
| | 第 3 段階料金 | 300kWh を超える | | 40.49 円 |

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

| | |
|---|---|
| 解約金 | なし |
| 燃料費調整 | あり |
| 燃料費調整の上限 | なし |

【適　用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約容量が６キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

# おうちリンクでんき電気需給契約に関する重要事項説明書

**お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)に関するお知らせ**

- 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）上の訪問販売または電話勧誘販売によりお申込み（またはご契約）いただいた本書面記載のご契約については、お客さまが本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）から起算して 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（以下「解除通知」といいます。）により無条件でお申込みの撤回（契約成立後はご契約の解除）（クーリング・オフ）を行うことができます。
- 上記にかかわらず、当社または当社の代行店（以下「当社」といいます。）がお申込みの撤回またはご契約の解除を妨げる目的でお申込みの撤回またはご契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または当社がお申込みの撤回またはご契約の解除を妨げる目的で威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによってお客さまがお申込みの撤回またはご契約の解除を行わなかった場合には、当社がお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる旨を記載して別途交付する書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、解除通知によりお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができます。
- お申込みの撤回またはご契約の解除は、お客さまが、解除通知を発した時に、その効力を生じます。
- お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合においては、当社は、お申込みの撤回またはご契約の解除にともなう損害賠償または違約金の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合には、当社は、既にご契約に基づきお客さまに対してガスまたは電気の供給等のサービスを提供したときにおいても、ご契約にかかるサービス提供の対価その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回またはご契約の解除があった場合において、当社は、ご契約に関連してお客さまから金銭を受領しているときは、速やかにその全額を返還します。
- お客さまがお申込みの撤回またはご契約の解除を行った場合において、ご契約にかかるサービスの提供にともないお客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- 解除通知については、ハガキなどにより当社宛に郵送等をお願いいたします。書留または簡易書留で郵送するのが確実です。

【小売電気事業者】
株式会社ＣＤエナジーダイレクト（小売電気事業者登録番号　Ａ０４９０）
〒103-0022　東京都中央区日本橋室町四丁目 5 番 1 号
お問い合わせ先　0570-037-874
受付時間　　平日　9 時～19 時
　　土、日、祝日および 1/2、1/3　9 時～17 時

【代理事業者】
株式会社おうちリンク
〒150-0002　東京都渋谷区渋谷 2-16-1 Daiwa 渋谷宮益坂ビル 12 階
※2026　年 11　月 18　日より以下住所に移転いたします。
　移転先住所　〒100-0005　東京都千代田区丸の内三丁目 3-1　新東京ビル 7　階
お問い合わせ先　03-6427-6493
受付時間　10 時～18 時　（定休日：火・水曜日、夏季休業、年末年始）

# 電気個別要綱
# （おうちリンクでんきＢ）

2026年11月１日実施

株式会社ＣＤエナジーダイレクト

目　　次

本　　則 ..... －１－
　１　適　　用　－１－
　２　料　　金　－１－
　３　おうちリンクでんきＢの特徴　－２－
　４　そ　の　他　－３－
附　　則 ..... －５－
別　　表 ..... －６－

# 本　　則

## 1　適　　用

(1)　この個別要綱のおうちリンクでんきＢ（以下「おうちリンクでんきＢ」といいます。）は，当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また，基本要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し，契約電流が 10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアである需要で，株式会社おうちリンク（以下「おうちリンク」といいます。）が当社の代理業者としてお客さまから申込みを受付し，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)　この個別要綱は，基本要綱とあわせて適用いたします。

## 2　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| 契約電流 10 アンペア | 391 円 23 銭 |
| 契約電流 15 アンペア | 586 円 85 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 782 円 46 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 1,173 円 69 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,564 円 92 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,956 円 15 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 2,347 円 38 銭 |

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|---|
| 最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき | 29 円 80 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき | 36 円 40 銭 |
| 300 キロワット時をこえる１キロワット時につき | 40 円 49 銭 |

3　おうちリンクでんきＢの特徴

(1)　おうちリンクでんきＢは，当社がお客さまに供給する電気にあわせて，当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで，供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに，当該電気のＣＯ２排出量を実質ゼロとします。

(2)　おうちリンクでんきＢにおける非化石証書の使用状況等については，当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

(3)　おうちリンクでんきＢに用いる非化石証書は，再生可能エネルギー指定のものを活用します。

(4)　非化石証書の調達状況によっては，実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や，実質的にＣＯ２排出量がゼロにならない

場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について，当社は賠償の責を負いません。

## 4　そ　の　他

(1)　基本要綱６（需給契約の申込み）(1)にかかわらず，お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は，あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ，基本要綱６（需給契約の申込み）(1)に定める事項その他当社およびおうちリンクが必要とする事項を明らかにして，所定の様式によっておうちリンクまたはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。なお，当該申込みについては，基本要綱６（需給契約の申込み）(2)，(3)および(4)が適用されるものといたします。

(2)　基本要綱２（要綱の変更）(7)にかかわらず，当社は，この個別要綱を変更する場合，変更前は変更しようとする内容，変更後は変更した内容，需給契約が成立した日，供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を，おうちリンクが提供するアプリまたはおうちリンクのホームページに掲載する方法等の電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合，お客さまが希望されるときを除き，当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

(3)　当社は，特別の事情がある場合を除き，おうちリンクが提供するアプリ等の電磁的方法により，基本要綱 20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。

(4)　当社は，基本要綱 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表３（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(5)　当社は，お客さまの名義，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），使用電力量，料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとおうちリンクまたはおうちリンクでんきＢ販売の委託先とのサービス契約に係る事項について，おうちリンクまたはおうちリンクでんきＢ販売の委託先

に情報を提供することおよびおうちリンクまたはおうちリンクでんきＢ販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。

(6)　その他の事項については，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

## 附　　則

実施期日

この個別要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

# 別　　表

## 1　燃料費調整

### (1)　燃料費調整額の算定

#### イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

#### ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86{,}100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年１月１日から３月 31 日までの期間 | その年の５月の計量日から６月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年２月１日から４月 30 日までの期間 | その年の６月の計量日から７月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年３月１日から５月 31 日までの期間 | その年の７月の計量日から８月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年４月１日から６月 30 日までの期間 | その年の８月の計量日から９月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年５月１日から７月 31 日までの期間 | その年の９月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年６月１日から８月 31 日までの期間 | その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年７月１日から９月 30 日までの期間 | その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間 | その年の 12 月の計量日から翌年の１月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の１月の計量日から２月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の２月の計量日から３月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間 | 翌年の３月の計量日から４月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間） | 翌年の４月の計量日から５月の計量日の前日までの期間 |

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | 18 銭 3 厘 |

(3)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

２　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の計量日から翌年の４月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の計量日から翌年の４月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

３　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1)　料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2)　(1)に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金

適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

# 電気個別要綱
# （おうちリンクでんきＣ）

2026年11月１日実施

株式会社ＣＤエナジーダイレクト

目　　次

本　　則 ..... 1
　１　適　　用　1
　２　料　　金　1
　３　おうちリンクでんきＣの特徴　2
　４　そ　の　他　2
附　　則 ..... 4
別　　表 ..... 5

# 本　　則

## 1　適　　用

(1)　この個別要綱のおうちリンクでんきＣ（以下「おうちリンクでんきＣ」といいます。）は，当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また，基本要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し，契約容量が６キロボルトアンペア以上である需要で，株式会社おうちリンク（以下「おうちリンク」といいます。）が当社の代理業者としてお客さまから申込みを受付し，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)　この個別要綱は，基本要綱とあわせて適用いたします。

## 2　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| 契約容量１キロボルトアンペアにつき | 391 円 23 銭 |

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|---|
| 最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき | 29 円 80 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき | 36 円 40 銭 |
| 300 キロワット時をこえる１キロワット時につき | 40 円 49 銭 |

３　おうちリンクでんきＣの特徴

(1)　おうちリンクでんきＣは，当社がお客さまに供給する電気にあわせて，当社が調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで，供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに，当該電気のＣＯ２排出量を実質ゼロとします。

(2)　おうちリンクでんきＣにおける非化石証書の使用状況等については，当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

(3)　おうちリンクでんきＣに用いる非化石証書は，再生可能エネルギー指定のものを活用します。

(4)　非化石証書の調達状況によっては，実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や，実質的にＣＯ２排出量がゼロにならない場合もあります。これによりお客さまに生じた損害について，当社は賠償の責を負いません。

４　そ　の　他

(1)　基本要綱６（需給契約の申込み）(1)にかかわらず，お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は，あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ，基本要綱６（需給契約の申込み）(1)に定める事項その他当社およびおうちリンクが必要とする事項を明らかにして，所定の様式によっておうちリンクまたはその指定店を通じて当社へ申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けすることがあります。なお，当該申込みについては，基本要綱６（需給契約の

申込み）(2)，(3)および(4)が適用されるものといたします。

(2)　基本要綱２（要綱の変更）(7)にかかわらず，当社は，この個別要綱を変更する場合，変更前は変更しようとする内容，変更後は変更した内容，需給契約が成立した日，供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を，おうちリンクが提供するアプリまたはおうちリンクのホームページに掲載する方法等の電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合，お客さまが希望されるときを除き，当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

(3)　当社は，特別の事情がある場合を除き，おうちリンクが提供するアプリ等の電磁的方法により，基本要綱 20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。

(4)　当社は，基本要綱 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表３（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(5)　当社は，お客さまの名義，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），使用電力量，料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとおうちリンクまたはおうちリンクでんきＣ販売の委託先とのサービス契約に係る事項について，おうちリンクまたはおうちリンクでんきＣ販売の委託先に情報を提供することおよびおうちリンクまたはおうちリンクでんきＣ販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。

(6)　その他の事項については，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

## 附　　則

実施期日

この個別要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

# 別　　表

## 1　燃料費調整

### (1)　燃料費調整額の算定

#### イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

#### ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86{,}100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年１月１日から３月 31 日までの期間 | その年の５月の計量日から６月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年２月１日から４月 30 日までの期間 | その年の６月の計量日から７月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年３月１日から５月 31 日までの期間 | その年の７月の計量日から８月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年４月１日から６月 30 日までの期間 | その年の８月の計量日から９月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年５月１日から７月 31 日までの期間 | その年の９月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年６月１日から８月 31 日までの期間 | その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年７月１日から９月 30 日までの期間 | その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間 | その年の 12 月の計量日から翌年の１月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の１月の計量日から２月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の２月の計量日から３月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間 | 翌年の３月の計量日から４月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間） | 翌年の４月の計量日から５月の計量日の前日までの期間 |

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | 18 銭 3 厘 |

(3)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

２　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の計量日から翌年の４月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の計量日から翌年の４月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

３　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1)　料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2)　(1)に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金

適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。